

作業環境測定を行うべき作業場は次の通りです。(労働安全衛生法施行令第21条)

作業環境測定を行うべき作業場		法令による測定方法など				
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関係規則	測定の種類	測定頻度	記録保存年数	
*①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26 条	・ 空气中の粉じん濃度 ・ 粉じん中の遊離けい酸含有率	6 月以内ごと	7	
2	暑熱、寒冷又は多湿屋内作業場	安衛則 607 条	・ 気温、 ・ 湿度 ・ ふく射熱	半月以内ごと	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590、 591 条	・ 等価騒音レベル	6 月以内ごと (注 1)	3	
4	坑内の作業場	炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592 条	・ 炭酸ガス濃度	1 月以内ごと	3
		28℃を超える、又は超えるおそれのある作業場	安衛則 612 条	・ 気温	半月以内ごと	3
		通気設備のある作業場	安衛則 603 条	・ 通気量	半月以内ごと	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7 条	・ 一酸化炭素 ・ 二酸化炭素 ・ 室温 ・ 外気温、 ・ 相対湿度	2 月以内ごと (注 2)	3	
6	放射線業務を行う作業場	放射線業務を行う管理区域	電離則 54 条	・ 外部放射線による線量当量率	1 月以内ごと (注 3)	5
		○ 放射性物質取扱作業室	電離則 55 条	・ 空气中の放射性物質の濃度	1 月以内ごと	5
		坑内の核燃料物質の採掘の業務を行う作業場				
*⑦	特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場等	特化則 36 条	第1類物質又は第2類物質の空气中の濃度	6 月以内ごと	3 一部は 30	
	石綿等を取扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場	石綿則 36 条	石綿の空気中における濃度	6 月以内ごと	40	
*⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52 条	空气中の鉛の濃度	1 年以内ごと	3	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場	酸欠則 3 条	空气中の酸素の濃度	作業開始前等ごと	3
		第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場		・ 空气中の酸素 ・ 硫化水素の濃度	作業開始前等ごと	3
*⑩	有機溶剤(第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤)を製造し、又は取り扱う屋内作業場	有機則 28 条	当該有機溶剤の濃度	6 月以内ごと	3	
○印で囲まれている数字は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。						
9の酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者(第2種酸素欠乏危険作業にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者)に行わせなければならない。						
*印は、作業環境評価基準の適用される作業場を示す。						
注 1)	設備を変更し又は作業工程若しくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。					
注 2)	測定を行おうとする日の属する年の前年1年間において、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下である状況が継続し、かつ、測定を行おうとする日の属する1年間において、引き続き当該状況が継続しないおそれがない場合には、室温及び外気温並びに相対湿度については、3月から5月までの期間又は9月から11月までの期間、6月から8月までの期間及び12月から2月までの期間ごとに1回の測定とすることができる。					
注 3)	放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているとき、又は3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内ごとに1回。					

